

専門職員認定制度について 公共図書館の高度な専門性を評価する新しい資格

司書課程委員会委員長 佐 藤 允 昭

昨年11月、全国図書館大会図書館学教育分科会において「専門職員認定制度」検討の現在と題する講演が行われた。私はこのような制度が検討されているという情報は得ていたが詳しいことは知らなかつた。本稿の読者諸氏もおそらく同様だと思うので、当日の配付資料を基にこの制度を紹介したい。

1. 経過

1996年4月、文部省生涯学習審議会社会教育分科審議会の「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策（報告）」で司書の高度な専門性を評価する名称の付与制度の創設が指摘された。この報告を受けて日本図書館協会図書館経営委員会専門職員認定制度特別検討チームは2002年10月より研修に基づいた高度な専門性を評価する名称の付与制度について検討を行い、2003年2月に報告書をまとめた。

2. 専門職員認定制度とは

実務経験、研修等を積んで、図書館の業務について、高度で実践的な専門性を有する司書に対し、その専門性を評価する名称を付与する制度。

3. 認定団体は日本図書館協会（報告書第4項）

4. 資格の名称と対象

「上級司書」が適当とされている（報告書第6項）

5. 認定の対象者（報告書第2項）

以下の全ての条件を満たした者。

- 1) 地方公共団体職員およびそれに準ずる者
- 2) 司書資格を有している者
- 3) 日本国書館協会会員である者
- 4) 図書館での通算の実務経験が10年以上ある者
- 5) 以下の研修を受講し、修了した者
 - a. 「日本図書館協会中堅職員ステップアップ研修」またはそれに相当する研修
 - b. 「日本図書館協会中堅職員ステップアップ研修」修了者を対象とした日本図書館協会主催の研修またはそれに相当する研修
- 6) 上記第5条bの研修を修了後合計して3年以上の図書館での実務経験者であること

- 7) 下記の全ての条件を満たした論文を提出していること
- a. 申請にあたって執筆したオリジナルの論文もしくは申請時より過去3年以内に図書館に関する雑誌に掲載された論文、あるいは執筆部分が明確な報告書、図書に掲載されている論文
 - b. 図書館に関し、その経営の改善に資する内容を持ったもの
 1. 個別のサービスの改善にとどまらず、全般的な改善に資するものであること
 2. 学問的手続きを則った論証がなされていること
 - c. 400字詰め原稿用紙換算で50枚程度の分量であること

6. 制度を設ける目的と意義（報告書第1項）

- 1) 図書館で中核的な役割を持つ司書の資質向上
- 2) 行政内における司書の専門性の向上
- 3) 司書の社会的認知の向上

まだこの報告書は図書館界全体の意見を集約しているとはいえない。今後検討の必要はある。しかし目指す方向は間違っていないと思う。この制度によって、図書館員の専門性が広く認知され、図書館の活性化とサービスの向上に資することが望まれる。

(さとう・まさあき)